

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！

一度クリックしてみてください！
URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)
お得な情報満載「バーチャルタウン加茂」
URL <http://www.kamocci.or.jp/town/>

NO.178 / H20.2.7発行



事業承継税制が抜本拡充されます

中小企業税制・全国商工会議所の長年の要望が実現

「平成20年度与党税制大綱」「平成20年度政府予算案」が昨年12月にそれぞれ決定しました。日本商工会議所は昨年秋以降、「平成20年度税制改正に関する要望」「平成20年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」などを全国517商工会議所と連携し、政府・政党など関係各方面に提出し、一丸となって陳情活動を展開してきました。その結果、税制改正大綱や政府予算案において、商工会議所が長年、要望してきた事業承継税制の抜本拡充をはじめ、中小企業の成長の底上げや生産性向上を図る項目の多くが実現されました。

主な内容は次のとおりです。

相続税の納税猶予制度の創設

中小企業の非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%軽減から80%納税猶予に大幅に拡充されます。この新制度の創設で、努力して業績を上げれば上げるほど、自社株式の評価が高まり、相続税負担が重くなるという不具合がなくなることになります。

さらに、対象企業の要件「発行済株式総額20億円未満の会社」は撤廃され、中小企業基本法上の中小企業全般（資本金、従業員数 製造業その他3億円以下または300人以下、卸売業1億円以下または100人以下、小売業5千万円以下または50人以下、サービス業5千万円以下または100人以下）が対象になります。

新制度の適用となる被相続人（経営者）の要件は、会社の代表者であったこと、被相続人と同族関係者で発行済み株式総数の50%超の株式を保有、かつ相続人が同族内で筆頭株主であった場合。

また、相続人（後継者）については、会社の代表者であること、相続人（後継者）と同族関係者で発行済株式総数の50%超の株式を保有、かつ相続人が同族内で筆頭株主となる場合。

事業・雇用継続期間は5年間

相続後5年間、相続人（後継者）が代表者であること、雇用の8割以上を維持すること、相続した対象株式を継続保有することの要件を満たせば、最終的に納税が免除となります。

平成20年10月以降の相続に適用

本制度は、平成21年度税制改正で具現化されますが、経営承継円滑化法（仮称）の施行の日（20年10月）以降の相続にさかのぼって適用される予定。

今後、事業承継税制の抜本拡充が本年10月に着実に遡及適用されるよう、商工会議所では引き続き、その実現に向けて強力に働きかけていく予定です。

！無担保

！無保証人

▶ 2 / 7 現在の金利

1.9%

マル経資金

対象 > 従業員数20人以下の製造業・その他業種
> 従業員数5人以下の小売・卸売・サービス業

まずはお電話ください。～秘密厳守～

マル経資金とは、当所会員事業所で小企業等の方々に経営改善を行っていただくための無担保・無保証人、低利の政府系国民生活金融公庫の融資制度です。経営改善をお考えの方はどうぞお気軽にご相談ください。

融資条件 貸付限度枠 **550万円** 返済期間 **運転5年以内 設備7年以内**
(飲食業等は運転資金のみ対象)

必要書類 3期分の決算書・法人企業の方は、他に会社の登記簿謄本、試算表(3カ月以内のもの)
(制度資金のため、税金を完納していることが条件です。)

金融相談日のご案内

- 1) 国民生活金融公庫相談会 日時 2月 14日(木) 10:00~12:00
2) 信用保証協会相談会 日時 2月 13日(水) 10:00~12:00

また、当所では会員事業所だけが信用保証協会の保証を受けられる提携保証制度の相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

経営支援事業のご案内



相談料無料！ あなたのお悩み、しっかりキャッチ。

事業経営でお悩みの中小企業や個人事業主の方々に専門アドバイザーの協力を得て応援します。より安定した経営を続けるために早期にご相談ください。

- ・市場環境、他社の業況を知りたい
- ・経営改善をどうしたらよいか
- ・なかなか売上が伸びない
- ・事業転換を図りたい
- ・財務状況を専門家に見てほしい
- 等々

計画実行アドバイス

計画を着実に実行するためのアドバイスを行います。

早期の事業撤退

やむを得ず撤退する場合も、お気軽にご相談ください。

経営診断

あなたの会社の経営状況(事業・財務)を診断いたします。

事業プランの再構築

将来ビジョン、事業計画・資金計画といった計画づくり支援を行います。

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

確定申告無料納税相談会のお知らせ

所得税の確定申告の受付は2月18日から3月17日です。

平成19年分の無料納税相談会が下記日程で開催されます。

青色申告会員納税相談(会場:加茂商工会議所 会議室)

日時: **3月3日(月)、3月4日(火)** 午前9時30分~午後3時30分

<当日ご持参いただくもの>

1. 申告関係書類
2. 前年度の確定申告書、決算書または収支内訳書の控え
3. 各種控除証明書、源泉徴収票
4. 印鑑

お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/難波、明間)まで。



小規模企業共済・中小企業倒産防止共済

小規模企業共済とは

小企業の個人事業主、会社役員のための退職金をあらかじめ準備しておく、国の共済制度です。

共済のメリット

- 【税制面】・掛金は全額「課税対象所得から控除」できるので、節税しながら老後の資金が蓄えられます。ゆとりある老後のライフプラン設計を実現します。
 - ・共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- 【安全面】・法律に基づく国の共済制度ですので安心・確実です。

制度内容

- ・毎月1,000円～70,000円までの範囲内で自由に掛け金を設定し、積み立てていきます。
- ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービスは5人以下)の個人事業主及び会社の役員が対象です。

中小企業倒産防止共済とは

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる共済制度です。

共済のメリット

- 【税制面】・掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- 【貸付面】・共済金の貸付は、無担保・無保証人です。
 - ・企業の財務内容、返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と回収不能債権の事実確認での貸付ですので、万が一の急場の資金難を乗り切れます。

制度内容

- ・毎月5,000円～80,000円までの範囲内で掛金を設定し、積み立てていきます。
- 掛金総額320万円まで積み立てできます。
- ・業種、資本金、従業員数等により加入資格要件がございますので、詳細はお問い合わせください。

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/佐藤、山本)まで。



アドバイザーが企業OBの経験とノウハウであなたの経営を応援！ 企業等OB人材活用事業

初回相談無料!

技術支援・生産管理・製品開発・販売マーケティングなど、経営上の実務的な課題について、企業で培ったノウハウをもった企業等OB人材が直接企業にお伺いして、具体的にアドバイスします。現在、大手製造業等を退職されたOB13名のアドバイザーが登録しています。

OB人材アドバイザーの謝金は1日1万円が基準 お気軽にご相談ください。

URL <http://www.kamocci.or.jp/objinzai/> (アドバイザーの詳細・専門分野をご覧いただけます)

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/佐藤)まで。



アドバイザーが直接御社を訪問いたします！

個別労務相談のご案内

相談無料・秘密厳守

当商工会議所では、現在、下記の要領により労務に関する「個別労務相談」を随時開催中です。各種補助金制度、高齢者雇用、育児介護休業、パート雇用、就業規則見直し、雇用に関するトラブル等、労務に関する相談全般を受け付けています。相談料は無料で、アドバイザーが直接貴社にお伺いし、親身になってご相談に応じますので、ぜひご利用ください。

1. 対象企業 会員事業所で各種助成金の申請、高齢者雇用、パート社員の活用、賃金・退職金等、労務について見直しを考えている企業
2. アドバイザー 社会保険労務士 矢沢 良治氏 社会保険労務士 田代 武夫氏
3. 相談料 無料
4. 指導方法 アドバイザーが直接企業に訪問し、労務関係全般について相談を承った上で、企業に合ったアドバイスをします。(秘密は厳守いたします)

お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740 (担当/佐藤)まで。

労働保険のことなら何でもお任せください!



～ 労災保険、雇用保険の手続きなどは当所労働保険事務組合にお任せください～

労働保険事務でお困りの事業主の方に代わり、労働保険の事務処理を当商工会議所労働保険事務組合が代行します。また、労働関係の制度改正、各種助成金のご案内など労務全般においても事務組合が相談に応じます。

《事務委託された場合のメリット》

年度更新（労働保険の申告、納付）の手続きを代行します。事業主の事務負担が軽減されます。事務委託手数料が大変低額となっております。特別加入制度（事業主の労災制度）がご利用になれます。一般の場合概算保険料が40万円以上でないと分納できない保険料を、金額の多少にかかわらず3回に分けて分納できます!

事務組合委託社会保険労務士による無料労務個別相談が随時受けられます。

法改正、制度改正等、労務関係の最新情報を随時配信します!

お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/滝沢）まで。

受診料の補助制度をご利用下さい



健康診断

当商工会議所では、受診料の一部補助を行っていますので、この機会に、従業員全員受診されるようご案内いたします。

また人間ドックも、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

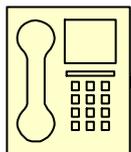
1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員
2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時（会場は、いずれも加茂市産業センターです）
(社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	平成20年 3月10日(月) 9:00～11:30

(社)新潟県健康管理協会では、人間ドックキャンペーンを3月31日まで実施中です。加茂商工会議所会員事業所の事業主、従業員の方のみ通常45,150円(税込)のところキャンペーン特別料金29,400円(税込)で受けられます。

(社)新潟県労働衛生医学協会では、60才以上の方を対象に、がん検診を充実させた「すこやかドック」を行っています。料金は、男性28,350円、女性29,400円(税込)で受けられます。

お問合せは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/滝沢）まで。



「Bフレッツ」「ひかり電話導入」個別相談会

随時受付中～3回線以上お持ちの事業所はお得です!!

現在、「Bフレッツ」「ひかり電話」を利用できる地域は、西加茂地域の一部並びに須田地域でしたが、3月3日(月)よりご利用できるエリアが拡大されます。

今後、ますます進展するIT技術を企業経営にうまく取り入れ、効率化を図ることが重要です。企業間の受発注システムの構築やCADなどデータの送受信、電子入札など、企業におけるインターネット利用は必要不可欠となってきます。

当商工会議所では、NTT東日本新潟支社の協力を得て「Bフレッツ」「ひかり電話」導入個別相談を随時受付しております。

当所経由でお申し込みいただくと、当所会員特典としてインターネット接続環境設定が無料に、また「Bフレッツ」導入と併せてNTT指定のビジネスホンやFAX機を購入される場合は、その機器に対して当所が助成いたしますので、割安(約半額)で購入いただけます。

この会員特典の範囲は、会員事業所並びに従業員までとさせていただきます。是非、導入についてご検討いただき、お気軽にご相談ください。

提供エリア拡大地域(3月3日(月)より)

駅前、穀町、本町、仲町、上町、松坂町、岡ノ町、矢立、中村、小橋1・2丁目、千刈1・2・3丁目
(注:利用できない電話番号もあります)

お問合せは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/難波、廣田）まで。